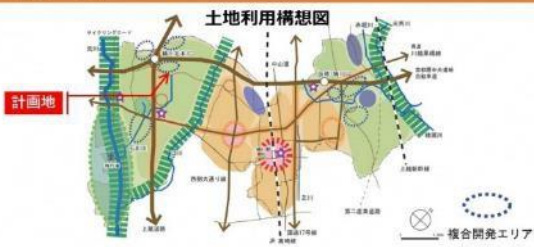




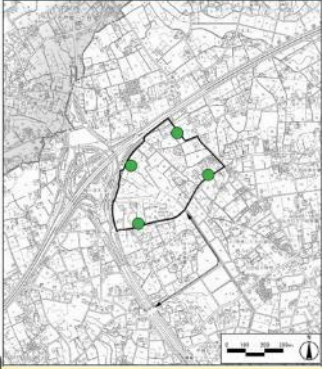
	スライド	ナレーション
	<p style="text-align: center;">桶川都市計画事業 (仮称) 桶川北本 I C 周辺東部地区 土地区画整理事業</p> <p style="text-align: center;"><b>環境影響評価調査計画書の概要</b></p> <p style="text-align: center;">桶 川 市</p>	<p>それでは、桶川都市計画事業（仮称）桶川北本 I C 周辺東部地区土地区画整理事業環境影響評価調査計画書の概要について、ご説明します。</p>
	<p><b>説明内容</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業計画の概要</li> <li>2. 環境影響評価について</li> <li>3. 環境影響評価項目の選定</li> <li>4. 選定した項目についての調査・予測・評価の方法</li> <li>5. 環境影響評価の手続きの予定</li> </ol>	<p>本日の説明内容は、ご覧のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業計画の概要</li> <li>2. 環境影響評価について</li> <li>3. 環境影響評価項目の選定</li> <li>4. 選定した項目についての調査・予測・評価の方法</li> <li>5. 環境影響評価の手続きの予定</li> </ol> <p>となっております。</p> <p>説明時間は、およそ 20 分です。</p>
1	<p style="text-align: center;"><b>1. 事業計画の概要</b></p>	<p>それでは、「1. 事業計画の概要」について、ご説明します。</p>
2	<p><b>目 的</b></p>  <p>立地特性を活かした計画的な土地利用の誘導により、秩序ある都市的土地利用を実現するとともに、田園環境との調和を図ることにより、桶川市の更なる発展に寄与することを目的としています。 あらし p.1</p>	<p>こちらは、「桶川市第五次総合振興計画」に記載の「土地利用構想図」です。桶川市では、圏央道のインターチェンジを有するという交通利便性を活かし、計画的な土地利用によって産業施設の誘導を図る「複合開発エリア」を位置付けています。</p> <p>本事業は、図に赤の矢印で示した圏央道と上尾道路が交差するインターチェンジ周辺の「複合開発エリア」における計画です。</p> <p>本事業は、当地区の持つ立地特性を活かした計画的な土地利用の誘導により、秩序ある都市的土地利用を実現するとともに、田園環境との調和を図ることにより、桶川市のさらなる発展に寄与することを目的として実施するものであります。</p>

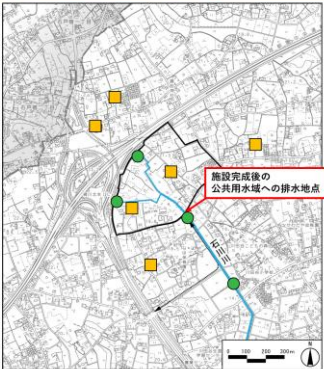
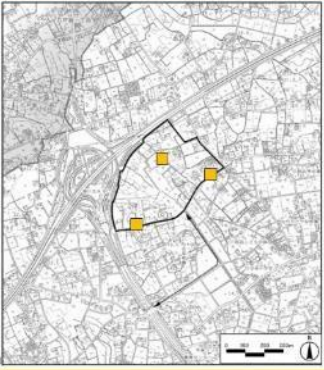
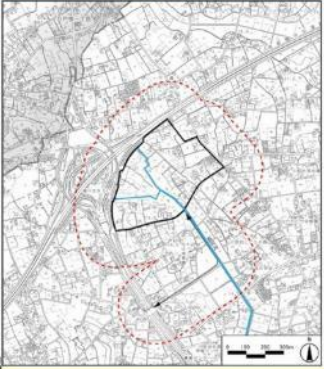
	スライド	ナレーション																								
3	<p><b>都市計画決定権者等の名称</b></p> <table border="1" data-bbox="209 264 754 600"> <tr> <td>■ 都市計画決定権者</td> <td>桶川市</td> </tr> <tr> <td>■ 事業者</td> <td>山一興産株式会社 株式会社グローバルデザイン</td> </tr> <tr> <td>■ 環境影響評価業務の受託者</td> <td>株式会社 ポリテック・エイディディ</td> </tr> </table> <p>3 あらましp.1</p>	■ 都市計画決定権者	桶川市	■ 事業者	山一興産株式会社 株式会社グローバルデザイン	■ 環境影響評価業務の受託者	株式会社 ポリテック・エイディディ	<p>次に、都市計画決定権者等の名称について、ご説明します。</p> <p>本事業は、桶川都市計画事業として、都市計画決定の手続きが必要となります。 この都市計画決定を行うのが、桶川市となります。</p> <p>次に、開発を行う事業者は、山一興産株式会社、株式会社グローバルデザインです。</p> <p>調査などを実施する環境影響評価業務の受託者は、株式会社ポリテック・エイディディです。</p>																		
■ 都市計画決定権者	桶川市																									
■ 事業者	山一興産株式会社 株式会社グローバルデザイン																									
■ 環境影響評価業務の受託者	株式会社 ポリテック・エイディディ																									
4	<p><b>対象事業の実施区域</b></p>  <p>4 あらましp.1</p>	<p>こちらは、対象事業の実施区域です。</p> <p>計画地は、桶川市の西部に位置し、圏央道の桶川北本インターチェンジの南東側に隣接しています。</p> <p>また、計画地の南側に、幅員約12.5mのアクセス道路を新設する計画です。</p>																								
5	<p><b>対象事業の内容</b></p> <table border="1" data-bbox="209 1153 754 1489"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>計画施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>計画地面積</b></td> <td><b>約20.3ha</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><b>宅地</b></td> <td>企業用地</td> <td>約15.4ha</td> </tr> <tr> <td>既存工場用地</td> <td>約1.5ha</td> </tr> <tr> <td>住宅用地</td> <td>約1.4ha</td> </tr> <tr> <td><b>計</b></td> <td><b>約18.3ha</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><b>公共用地</b></td> <td>提供公園用地</td> <td>約0.1ha</td> </tr> <tr> <td>水路付替用地</td> <td>約0.1ha</td> </tr> <tr> <td>道路用地</td> <td>約1.8ha</td> </tr> <tr> <td><b>計</b></td> <td><b>約2.0ha</b></td> </tr> <tr> <td><b>想定される進出企業の業種</b></td> <td><b>流通業、製造業</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 あらましp.2</p>	項目	計画施設	<b>計画地面積</b>	<b>約20.3ha</b>	<b>宅地</b>	企業用地	約15.4ha	既存工場用地	約1.5ha	住宅用地	約1.4ha	<b>計</b>	<b>約18.3ha</b>	<b>公共用地</b>	提供公園用地	約0.1ha	水路付替用地	約0.1ha	道路用地	約1.8ha	<b>計</b>	<b>約2.0ha</b>	<b>想定される進出企業の業種</b>	<b>流通業、製造業</b>	<p>対象事業の内容について、ご説明します。</p> <p>本事業の計画地面積は、約20.3haです。 そのうち、宅地として、企業用地約15.4ha、既存工場用地約1.5ha、住宅用地約1.4haの計約18.3ha、公共用地として、提供公園用地、水路付替用地、道路用地の計約2.0haを計画しています。</p> <p>想定される進出企業の業種は、流通業並びに製造業です。流通業を中心に想定しており、製造業については、環境負荷の大きい企業の立地を制限するよう、検討する計画です。</p>
項目	計画施設																									
<b>計画地面積</b>	<b>約20.3ha</b>																									
<b>宅地</b>	企業用地	約15.4ha																								
	既存工場用地	約1.5ha																								
	住宅用地	約1.4ha																								
	<b>計</b>	<b>約18.3ha</b>																								
<b>公共用地</b>	提供公園用地	約0.1ha																								
	水路付替用地	約0.1ha																								
	道路用地	約1.8ha																								
	<b>計</b>	<b>約2.0ha</b>																								
<b>想定される進出企業の業種</b>	<b>流通業、製造業</b>																									
6	<p><b>土地利用計画</b></p>  <p>6 あらましp.2</p>	<p>こちらは、土地利用計画図です。同じ図を、お手持ちのあらましの2ページにも掲載しております。</p> <p>水色で示した範囲が「企業用地」、黄色で示した範囲が「既存工場用地」、オレンジで示した範囲が「住宅用地」、濃い緑色で示した範囲が「提供公園用地」です。</p> <p>企業用地の外周に沿って、黄緑色や緑色のハッチで示した部分は、企業用地の一部であり、「公開緑地公園」並びに「緩衝緑地」の範囲です。</p> <p>「提供公園用地」と「公開緑地公園」、「緩衝緑地」の一部は、近隣の皆様にご利用いただける場所として計画します。</p>																								

	スライド	ナレーション																																																
7	<p><b>対象事業の実施期間</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和4年度(2022)</th> <th>令和5年度(2023)</th> <th>令和6年度(2024)</th> <th>令和7年度(2025)</th> <th>令和8年度(2026)</th> <th>令和9年度(2027)</th> <th>令和10年度(2028)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境影響評価評価書までの手続</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市計画決定手続</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業造成工事等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>進出企業建築工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>アクセス道路新設工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> </tbody> </table> <p>7備考) 実施期間は現在の予定であり、変更する可能性があります。あらし p.2</p>	項目	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	環境影響評価評価書までの手続	■	■	■					都市計画決定手続	■	■						土地区画整理事業造成工事等				■	■	■	■	進出企業建築工事					■	■	■	アクセス道路新設工事				■	■	■	■	<p>こちらは、対象事業の実施期間です。</p> <p>令和6年度までに、環境影響評価の評価書までの手続きと、都市計画決定の手続きを行い、令和7年度から令和9年度に土地区画整理事業の造成工事等、令和8年度から令和10年度に進出企業の建築工事を行う計画です。</p> <p>アクセス道路新設工事の実施時期に関しては、現在検討中です。</p>
項目	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)																																											
環境影響評価評価書までの手続	■	■	■																																															
都市計画決定手続	■	■																																																
土地区画整理事業造成工事等				■	■	■	■																																											
進出企業建築工事					■	■	■																																											
アクセス道路新設工事				■	■	■	■																																											
8	<p><b>交通計画 &lt;工事中&gt;</b></p> <p>8 あらし p.3</p>	<p>交通計画について、ご説明します。</p> <p>こちらは、工事中の交通計画です。</p> <p>入場経路を赤色で、退場経路を青色で示しています。破線は、小型車両のみが利用する経路です。</p> <p>大型車両は、圏央道、上尾道路、さいたま鴻巣線を走行する計画です。計画地東側の市道1-4号線については、小型車両のみの走行を予定しています。</p>																																																
9	<p><b>交通計画 &lt;施設完成後&gt;</b></p> <p>9 あらし p.3</p>	<p>こちらは、施設完成後の交通計画です。</p> <p>大型車両は、圏央道、上尾道路、さいたま鴻巣線並びに計画地南側に新設するアクセス道路の走行を計画しています。</p> <p>施設完成後についても、市道1-4号線については、小型車両のみの走行を予定しています。</p>																																																
10	<p><b>工事中における環境保全対策</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全対策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設機械、資材運搬等の車両</td> <td>・排出ガス対策型、低騒音型の使用に努める ・計画的かつ効率的な工事計画とし、集中稼働を回避 ・アイドリングストップ</td> </tr> <tr> <td>造成等の工事</td> <td>・必要に応じて鋼製仮囲い、防音シート ・排水は仮沈砂池等で処理し石川川に放流 ・土壌汚染対策法等に基づく届出 ・地盤沈下量、変形等を観測</td> </tr> <tr> <td>廃棄物等</td> <td>・分別を徹底 ・再資源化及び再利用等の促進 ・再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理</td> </tr> </tbody> </table> <p>10</p>	項目	環境保全対策の内容	建設機械、資材運搬等の車両	・排出ガス対策型、低騒音型の使用に努める ・計画的かつ効率的な工事計画とし、集中稼働を回避 ・アイドリングストップ	造成等の工事	・必要に応じて鋼製仮囲い、防音シート ・排水は仮沈砂池等で処理し石川川に放流 ・土壌汚染対策法等に基づく届出 ・地盤沈下量、変形等を観測	廃棄物等	・分別を徹底 ・再資源化及び再利用等の促進 ・再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理	<p>次に、工事中における環境保全対策について、ご説明します。</p> <p>工事に際しては、ご覧のように、排出ガス対策型や低騒音型の建設機械の使用に努めるなどの環境保全対策を講じる計画です。</p> <p>その他、関連する法令などを遵守し、環境保全対策に努めてまいります。</p> <p>工事中は、環境保全対策の実施状況を、3か月ごとに県に報告することとなっております。これらの保全対策を実施することを前提に、施工業者を決定します。</p>																																								
項目	環境保全対策の内容																																																	
建設機械、資材運搬等の車両	・排出ガス対策型、低騒音型の使用に努める ・計画的かつ効率的な工事計画とし、集中稼働を回避 ・アイドリングストップ																																																	
造成等の工事	・必要に応じて鋼製仮囲い、防音シート ・排水は仮沈砂池等で処理し石川川に放流 ・土壌汚染対策法等に基づく届出 ・地盤沈下量、変形等を観測																																																	
廃棄物等	・分別を徹底 ・再資源化及び再利用等の促進 ・再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理																																																	

	スライド	ナレーション						
11	<p><b>工事中における環境保全対策</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全対策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動物 植物 生態系</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全すべき植物種は、必要に応じて移植等</li> <li>・ 「埼玉県オオタカ等保護指針」に準拠し猛禽類の生育繁殖状況を調査</li> <li>・ オオタカの営巣が確認された場合は、圏央道の建設工事での環境保全措置等を参考に、適切な環境保全措置を検討</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>自然とのふれあいの場</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資材運搬等の車両の走行により、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう配慮</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>11</p>	項目	環境保全対策の内容	動物 植物 生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全すべき植物種は、必要に応じて移植等</li> <li>・ 「埼玉県オオタカ等保護指針」に準拠し猛禽類の生育繁殖状況を調査</li> <li>・ オオタカの営巣が確認された場合は、圏央道の建設工事での環境保全措置等を参考に、適切な環境保全措置を検討</li> </ul>	自然とのふれあいの場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資材運搬等の車両の走行により、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう配慮</li> </ul>	<p>また、計画地周辺では、オオタカ等の猛禽類の営巣の情報があることから、「埼玉県オオタカ等保護指針」に準拠した猛禽類の調査を実施し、繁殖が確認された場合は、圏央道の建設工事では実施された環境保全措置等を参考に、適切な環境保全措置を検討する計画です。</p>
項目	環境保全対策の内容							
動物 植物 生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全すべき植物種は、必要に応じて移植等</li> <li>・ 「埼玉県オオタカ等保護指針」に準拠し猛禽類の生育繁殖状況を調査</li> <li>・ オオタカの営巣が確認された場合は、圏央道の建設工事での環境保全措置等を参考に、適切な環境保全措置を検討</li> </ul>							
自然とのふれあいの場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資材運搬等の車両の走行により、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう配慮</li> </ul>							
12	<p><b>2.環境影響評価について</b></p> <p>12</p>	<p>続いて、「2. 環境影響評価について」ご説明します。</p>						
13	<p><b>環境影響評価とは</b> (環境アセスメント)</p> <p>13</p>	<p>環境影響評価、いわゆる環境アセスメントとは、大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめその事業が環境に与える影響を、調査結果を踏まえて、予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに、専門的立場からその内容を審議することにより、事業実施による環境への影響をできるだけ少なくするための一連の手続きを言います。</p> <p>本事業は、「埼玉県環境影響評価条例」に基づいて環境影響評価を実施しています。</p>						
14	<p><b>3.環境影響評価項目の選定</b></p> <p>14</p>	<p>次に、「3. 環境影響評価項目の選定」について、ご説明します。</p>						

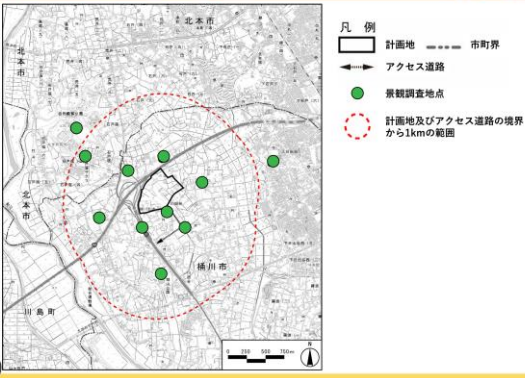
	スライド	ナレーション																																																																
15	<p><b>環境影響評価項目の選定</b> あらましp.6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">時期</th> </tr> <tr> <th>工事中</th> <th>供用時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大気質</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>騒音・低周波音</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>振動</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>悪臭</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>水質</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>水象</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>土壌</td><td>●</td><td></td></tr> <tr><td>地盤</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>動物</td><td>●</td><td>●</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">時期</th> </tr> <tr> <th>工事中</th> <th>供用時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>植物</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>生態系</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>景観</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>自然とのふれあいの場</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>史跡・文化財</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>日照障害</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>電波障害</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>廃棄物等</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>温室効果ガス等</td><td>●</td><td>●</td></tr> </tbody> </table>	項目	時期		工事中	供用時	大気質	●	●	騒音・低周波音	●	●	振動	●	●	悪臭		●	水質	●	●	水象		●	土壌	●		地盤		●	動物	●	●	項目	時期		工事中	供用時	植物	●	●	生態系	●	●	景観		●	自然とのふれあいの場	●	●	史跡・文化財		●	日照障害		●	電波障害		●	廃棄物等	●	●	温室効果ガス等	●	●	<p>環境影響評価を行う項目は、埼玉県環境影響評価技術指針に示される「工業団地の造成」、「流通業務施設用地の造成」に係る環境影響要因と、調査・予測・評価の項目との関連表をもとに、本事業の特性と本地域の特性を勘案し、選定しました。</p> <p>選定した項目は、ご覧のとおり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、土壌、地盤、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の計18項目です。</p>
項目	時期																																																																	
	工事中	供用時																																																																
大気質	●	●																																																																
騒音・低周波音	●	●																																																																
振動	●	●																																																																
悪臭		●																																																																
水質	●	●																																																																
水象		●																																																																
土壌	●																																																																	
地盤		●																																																																
動物	●	●																																																																
項目	時期																																																																	
	工事中	供用時																																																																
植物	●	●																																																																
生態系	●	●																																																																
景観		●																																																																
自然とのふれあいの場	●	●																																																																
史跡・文化財		●																																																																
日照障害		●																																																																
電波障害		●																																																																
廃棄物等	●	●																																																																
温室効果ガス等	●	●																																																																
16	<p><b>環境影響評価項目の選定（現地調査）</b> あらましp.6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">時期</th> </tr> <tr> <th>工事中</th> <th>供用時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大気質</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>騒音・低周波音</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>振動</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>悪臭</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>水質</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>水象</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>土壌</td><td>●</td><td></td></tr> <tr><td>地盤</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>動物</td><td>●</td><td>●</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">時期</th> </tr> <tr> <th>工事中</th> <th>供用時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>植物</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>生態系</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>景観</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>自然とのふれあいの場</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>史跡・文化財</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>日照障害</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>電波障害</td><td></td><td>●</td></tr> <tr><td>廃棄物等</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>温室効果ガス等</td><td>●</td><td>●</td></tr> </tbody> </table>	項目	時期		工事中	供用時	大気質	●	●	騒音・低周波音	●	●	振動	●	●	悪臭		●	水質	●	●	水象		●	土壌	●		地盤		●	動物	●	●	項目	時期		工事中	供用時	植物	●	●	生態系	●	●	景観		●	自然とのふれあいの場	●	●	史跡・文化財		●	日照障害		●	電波障害		●	廃棄物等	●	●	温室効果ガス等	●	●	<p>このうち、現地調査を実施する項目は、水色で示した13項目です。</p> <p>その他の5項目については、現地調査ではなく、既存資料の調査により実施します。</p>
項目	時期																																																																	
	工事中	供用時																																																																
大気質	●	●																																																																
騒音・低周波音	●	●																																																																
振動	●	●																																																																
悪臭		●																																																																
水質	●	●																																																																
水象		●																																																																
土壌	●																																																																	
地盤		●																																																																
動物	●	●																																																																
項目	時期																																																																	
	工事中	供用時																																																																
植物	●	●																																																																
生態系	●	●																																																																
景観		●																																																																
自然とのふれあいの場	●	●																																																																
史跡・文化財		●																																																																
日照障害		●																																																																
電波障害		●																																																																
廃棄物等	●	●																																																																
温室効果ガス等	●	●																																																																
17	<p><b>4.選定した項目についての調査・予測・評価の方法</b></p>	<p>続いて、「4. 選定した項目についての調査、予測及び評価の方法」について、ご説明します。</p>																																																																

	スライド	ナレーション
18	<p><b>調査の方法 (現地調査) 大気質及び気象</b></p> 	<p>それでは、大気質、及び気象の現地調査計画から、順に、ご説明します。</p> <p>これからスライドでお示しする調査地点図は、桶川市のホームページでも公開しておりますので、説明会終了後もご確認いただくことができます。</p> <p>現地調査項目の詳細や、調査期間・頻度については、あらましの7ページ、8ページに一覧表がございますので、そちらをご覧ください。</p> <p>こちらの計画地内に四角で示した地点が、一般環境の大気質、及び気象の調査地点です。</p> <p>調査項目は、自動車の排ガスや、製造系の立地企業から排出される可能性のある二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、炭化水素、粉じん、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンです。</p> <p>丸で示した自動車走行ルート上の5地点が、沿道環境大気質の調査地点です。</p> <p>調査項目は、自動車の排ガスに含まれる二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、炭化水素です。</p> <p>調査期間・頻度は、春、夏、秋、冬の4季をそれぞれ1回ずつ、計4回調査を行います。</p>
19	<p><b>調査の方法 (現地調査) 騒音・低周波音、振動</b></p> 	<p>次に、騒音、低周波音、振動について、ご説明します。</p> <p>計画地内に四角で示した3地点が、環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点です。</p> <p>丸で示した自動車走行ルート上の5地点が道路交通騒音、道路交通振動、地盤卓越振動数、交通量の調査地点です。</p> <p>調査期間・頻度は、平日、休日それぞれ24時間です。</p>
20	<p><b>調査の方法 (現地調査) 悪臭</b></p> 	<p>次に、悪臭について、ご説明します。</p> <p>計画地内に丸で示した4地点が、悪臭の調査地点です。</p> <p>風上側、風下側での調査結果を比較できるように、4地点を計画しています。</p> <p>調査項目は、臭気指数と特定悪臭物質の濃度です。</p> <p>調査期間・頻度は、夏と冬の2季各1回です。</p>

	スライド	ナレーション
21	<p><b>調査の方法 (現地調査) 水質・水象</b></p>  <p>21</p> <p>(R4.10.14 訂正)</p>	<p>次に、水質及び水象について、ご説明します。</p> <p>計画地内の水路及び石川川に示した丸は、公共用水域の水質、底質、および流量、流速、水位の調査地点です。</p> <p>施設完成後は、計画地内は地下水路となり、計画地からの排水は、この水路等を経由し、計画地の南側で石川川に放流する計画としています。</p> <p>調査項目は、生物化学的酸素要求量、窒素、リン、浮遊物質、水素イオン濃度、健康項目、底質に係る有害物質等です。</p> <p>また、計画地及び計画地の周囲に四角で示した6地点は、地下水の水質及び地下水位の調査地点です。</p> <p>調査項目は、地下水の水質に係る有害項目です。</p> <p>調査期間・頻度は、項目により、夏と冬の2季各1回、または、春、夏、秋、冬の4季各1回です。</p>
22	<p><b>調査の方法 (現地調査) 土壌の性状</b></p>  <p>22</p>	<p>こちらは、土壌沈降試験の試料採取地点です。</p> <p>計画地内に四角で示した3地点で、試料を採取する計画です。</p>
23	<p><b>調査の方法 (現地調査) 動物</b></p>  <p>23</p>	<p>次に、動物の調査について、説明します。</p> <p>猛禽類を除く動物種の調査範囲は、点線で示す計画地及びアクセス道路の境界から200mの範囲です。</p>






	スライド	ナレーション
28	<p><b>調査の方法 (現地調査) 植物</b></p> 	<p>こちらは、植物の調査範囲です。 植物の調査範囲は、計画地及びアクセス道路の境界から200mの範囲です。</p> <p>調査期間・頻度については、植物相は4季各1回、植生は2季各1回です。</p> <p>なお、生態系の調査は、動物、植物、その他自然環境に係る調査結果を活用することとします。 現地調査については、動物、植物の調査と同様です。</p>
29	<p><b>調査の方法 (現地調査) 景観</b></p>  <p>(R4.10.14 訂正)</p>	<p>次に、景観について、ご説明します。</p> <p>丸で示す11地点が、景観の調査地点です。 調査地点から計画地方向の眺望を写真撮影します。</p> <p>調査期間・頻度は4季各1回です。</p>
30	<p><b>調査の方法 (現地調査) 自然とのふれあいの場</b></p> 	<p>次に、自然とのふれあいの場について、ご説明します。</p> <p>緑で示した公園、市民緑地、ウォーキングコースなどを調査地点とし、これらの利用状況等を現地確認により調査します。</p> <p>調査期間・頻度は4季各1回です。</p>
31	<p><b>調査の方法 (現地調査) 日照障害、電波障害</b></p>  <p>受信アンテナ (高さ10m)</p> <p>電界強度測定車 (測定状況)</p>	<p>このほか、日照障害と電波障害の調査を実施します。</p> <p>日照障害については、計画地及び周辺の地形、工作物、住宅・耕作地等の分布状況を、現地調査により把握します。</p> <p>電波障害については、まず、電波障害が予想される範囲を検討し、その範囲のテレビ電波の受信状況を、電界強度測定車を用いて調査を行います。</p> <p>調査の期間・頻度は1回です。</p>

	スライド	ナレーション								
32	<p><b>予測の方法</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測方法</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計算やシミュレーション などにより予測する方法</td> <td>大気質/騒音・低周波音/振動 /水質(施設排水)/日照障害/ 電波障害</td> </tr> <tr> <td>調査結果・事業計画・類似事例 などにより予測する方法</td> <td>水質(工事排水等)/水象/土壌/ 地盤/動物/植物/生態系/ 自然とのふれあいの場/ 史跡・文化財/廃棄物等/ 温室効果ガス等</td> </tr> <tr> <td>合成写真など視覚的な表現 により予測する方法</td> <td>景観</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考) 悪臭は計算やシミュレーションなどにより予測又は、類似事例 などにより、予測する方法とします。</p> <p>32 <span style="float: right;">あらし p.8</span></p>	予測方法	項目	計算やシミュレーション などにより予測する方法	大気質/騒音・低周波音/振動 /水質(施設排水)/日照障害/ 電波障害	調査結果・事業計画・類似事例 などにより予測する方法	水質(工事排水等)/水象/土壌/ 地盤/動物/植物/生態系/ 自然とのふれあいの場/ 史跡・文化財/廃棄物等/ 温室効果ガス等	合成写真など視覚的な表現 により予測する方法	景観	<p>次に、予測の方法について、ご説明します。 大きく3つの方法があります。 1つ目は、計算やシミュレーションなどによる方法で す。大気質は大気拡散式、騒音は伝搬理論式など、それ ぞれ項目に応じた計算式や予測モデル等を用いて予測 します。  2つ目は、調査結果や事業計画などに基づく方法です。 調査結果と事業計画に基づき、類似事例や既存知見等 を参考に、推定し予測します。  3つめは、合成写真など視覚的な表現による方法です。 撮影した写真に、施設完成後の建築物や緑地などをはめ 込んだ合成写真を作成し、予測します。</p>
予測方法	項目									
計算やシミュレーション などにより予測する方法	大気質/騒音・低周波音/振動 /水質(施設排水)/日照障害/ 電波障害									
調査結果・事業計画・類似事例 などにより予測する方法	水質(工事排水等)/水象/土壌/ 地盤/動物/植物/生態系/ 自然とのふれあいの場/ 史跡・文化財/廃棄物等/ 温室効果ガス等									
合成写真など視覚的な表現 により予測する方法	景観									
33	<p><b>評価の方法</b></p> <p>評価は、以下の2つの観点で行います。</p> <p><b>1) 影響の回避・低減の観点</b></p> <p>調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施によ る環境影響が、事業者により実行可能な範囲内ででき る限り回避又は低減されているかを評価する方法</p> <p><b>2) 基準、目標等との整合性の観点</b></p> <p>国、県又は市町村によって環境保全の観点からの基 準、目標等が示されている場合に、それらと予測の結果 との間に整合が図られているかを評価する方法</p> <p>33 <span style="float: right;">あらし p.8</span></p>	<p>続いて、評価の方法について、ご説明します。</p> <p>評価は2つの観点から行います。</p> <p>1つ目は、影響の回避・低減の観点です。 調査及び予測の結果を踏まえて、対象事業の実施による 環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限 り回避又は低減されているかを評価する方法です。  2つ目は、基準や目標等との整合性の観点です。 国、県又は市町村によって、環境保全の観点からの基準、 目標等が示されている場合に、それらと予測の結果との 間に整合が図られているかを評価する方法です。</p>								
34	<p><b>5.環境影響評価の手続きの予定</b></p> <p>34</p>	<p>最後に、「5. 環境影響評価の手続きの予定」について、 ご説明します。</p>								

	スライド	ナレーション
35	<p><b>環境影響評価の手続きの流れ (1/3)</b></p> <p>35 <span style="float: right;">あらし p.5</span></p>	<p>これは、埼玉県環境影響評価条例に基づく、環境影響評価の手続きの流れを示したものです。</p> <p>お手元のあらしの5ページにも、手続きの流れを掲載しております。</p> <p>環境影響評価の最初の段階として、環境影響評価調査計画書の手続きがあります。環境影響評価調査計画書は、事業計画の概要と、調査・予測・評価の計画を周知し、環境保全の見地からの意見をいただく手続きです。環境影響評価調査計画書の公告・縦覧中に説明会を開催することになっており、現在は、ご覧の赤色の点線で囲った期間にあたります。</p> <p>調査計画書に基づき、「調査、予測、評価」を実施します。</p>
36	<p><b>環境影響評価の手続きの流れ (2/3)</b></p> <p>36 <span style="float: right;">あらし p.5</span></p>	<p>次は環境影響評価準備書の手続きとなります。</p> <p>調査、予測、評価の結果を、準備書として取りまとめ、公告・縦覧、説明会、意見募集、審議会での審議等の一連の手続きを行います。</p> <p>続いて、環境影響評価書の手続きとなります。評価書では、準備書に対する意見を踏まえて取りまとめ、公告・縦覧ののち、事業着手となります。</p>
37	<p><b>環境影響評価の手続きの流れ (3/3)</b></p> <p>37 <span style="float: right;">あらし p.5</span></p>	<p>事業に着手したのち、事業完了までの間には、環境保全の状況を3か月毎に県へ報告します。</p> <p>事業完了後には、事業の実施が周辺環境に著しい影響を与えていないことを確認するため、事後調査を実施します。</p>

	スライド	ナレーション						
38	<p><b>環境影響評価調査計画書の縦覧と閲覧</b></p> <table border="1"> <tr> <td>縦覧期間</td> <td>令和4年9月16日(金曜日)から <b>11月14日(月曜日)</b>まで 【ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く】</td> </tr> <tr> <td>縦覧場所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県環境部環境政策課</li> <li>埼玉県中央環境管理事務所</li> <li>埼玉県東松山環境管理事務所</li> <li>桶川市環境対策推進課</li> <li>上尾市環境政策課</li> <li>川島町町民生活課</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>鴻巣市環境課</li> <li>北本市環境課</li> <li>吉見町環境課</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>閲覧場所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県立図書館各館(熊谷・久喜)</li> <li>県政情報センター</li> <li>鴻巣市あたら公民館</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>38 <span style="float: right;">あらし p.9</span></p> <p style="text-align: right;">(R4.10.14 訂正)</p>	縦覧期間	令和4年9月16日(金曜日)から <b>11月14日(月曜日)</b> まで 【ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く】	縦覧場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県環境部環境政策課</li> <li>埼玉県中央環境管理事務所</li> <li>埼玉県東松山環境管理事務所</li> <li>桶川市環境対策推進課</li> <li>上尾市環境政策課</li> <li>川島町町民生活課</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>鴻巣市環境課</li> <li>北本市環境課</li> <li>吉見町環境課</li> </ul>	閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立図書館各館(熊谷・久喜)</li> <li>県政情報センター</li> <li>鴻巣市あたら公民館</li> </ul>	<p>それでは、現在縦覧中の環境影響評価調査計画書の縦覧・閲覧の期間と場所についてお知らせします。</p> <p>調査計画書は、土日及び祝日を除く、9月16日から<b>11月14日</b>までの期間、ご覧の場所で縦覧及び閲覧することができます。</p> <p>お手元のあらしの9ページにも縦覧・閲覧場所を記載しておりますので、ご覧ください。</p> <p style="text-align: right;">(R4.10.14 訂正)</p>
縦覧期間	令和4年9月16日(金曜日)から <b>11月14日(月曜日)</b> まで 【ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く】							
縦覧場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県環境部環境政策課</li> <li>埼玉県中央環境管理事務所</li> <li>埼玉県東松山環境管理事務所</li> <li>桶川市環境対策推進課</li> <li>上尾市環境政策課</li> <li>川島町町民生活課</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>鴻巣市環境課</li> <li>北本市環境課</li> <li>吉見町環境課</li> </ul>							
閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立図書館各館(熊谷・久喜)</li> <li>県政情報センター</li> <li>鴻巣市あたら公民館</li> </ul>							
39	<p><b>説明資料の公開</b></p> <p>環境影響評価調査計画書や、本日の説明会で配布したあらし、上映したスライド資料については、桶川市のホームページでご覧いただくことができます。</p> <p>「URL」  <a href="https://www.city.okegawa.lg.jp/soshiki/toshiseibi/toshikeikaku/machidukuri/kigyuu/10650.html">https://www.city.okegawa.lg.jp/soshiki/toshiseibi/toshikeikaku/machidukuri/kigyuu/10650.html</a></p> <p>「QRコード」 </p> <p>39 <span style="float: right;">あらし p.9</span></p> <p style="text-align: right;">(R4.10.14 訂正)</p>	<p>また、桶川市のホームページでも、調査計画書の全文や、本日配布した冊子、上映したスライドの電子データを公開しています。</p> <p>本日お配りした「あらしの9ページの下に、桶川市ホームページのURLとQRコードを掲載しております。</p> <p style="text-align: right;">(R4.10.14 訂正)</p>						
40	<p><b>環境影響評価調査計画書に対する意見書の受付</b></p> <table border="1"> <tr> <td>提出先</td> <td>〒363-8501 桶川市泉一丁目3番28号 桶川市 都市整備部 都市計画課 企業立地支援係 電子メール <a href="mailto:toshikei@city.okegawa.lg.jp">toshikei@city.okegawa.lg.jp</a> FAX 048-786-9866</td> </tr> <tr> <td>提出期限</td> <td>令和4年<b>11月28日(月)</b>【必着】</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆意見書の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所</li> <li>・氏名(法人その他の団体は、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)</li> <li>・当該調査計画書に対するご意見およびその理由</li> </ul> </li> <li>◆意見書の用紙でなくとも差し支えありません。</li> <li>◆電子メールでも受け付けいたします。 <span style="float: right;">あらし p.9</span></li> </ul> </td> </tr> </table> <p>40 <span style="float: right;">あらし p.9</span></p> <p style="text-align: right;">(R4.10.14 訂正)</p>	提出先	〒363-8501 桶川市泉一丁目3番28号 桶川市 都市整備部 都市計画課 企業立地支援係 電子メール <a href="mailto:toshikei@city.okegawa.lg.jp">toshikei@city.okegawa.lg.jp</a> FAX 048-786-9866	提出期限	令和4年 <b>11月28日(月)</b> 【必着】	備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆意見書の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所</li> <li>・氏名(法人その他の団体は、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)</li> <li>・当該調査計画書に対するご意見およびその理由</li> </ul> </li> <li>◆意見書の用紙でなくとも差し支えありません。</li> <li>◆電子メールでも受け付けいたします。 <span style="float: right;">あらし p.9</span></li> </ul>	<p>次に、意見書の受付について、ご説明します。こちら、あらしの9ページに記載しております。</p> <p>環境保全の見地から、環境影響評価調査計画書に対するご意見のある方は、<b>11月28日</b>まで、桶川市 都市計画課 企業立地支援係宛に、意見書を提出することができます。</p> <p>提出方法は、直接持参するか、郵送、電子メール、FAXのいずれかによります。</p> <p>意見書の用紙は受付に用意しておりますので、ご必要な方はお帰りの際にお声がけください。</p> <p style="text-align: right;">(R4.10.14 訂正)</p>
提出先	〒363-8501 桶川市泉一丁目3番28号 桶川市 都市整備部 都市計画課 企業立地支援係 電子メール <a href="mailto:toshikei@city.okegawa.lg.jp">toshikei@city.okegawa.lg.jp</a> FAX 048-786-9866							
提出期限	令和4年 <b>11月28日(月)</b> 【必着】							
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆意見書の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所</li> <li>・氏名(法人その他の団体は、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)</li> <li>・当該調査計画書に対するご意見およびその理由</li> </ul> </li> <li>◆意見書の用紙でなくとも差し支えありません。</li> <li>◆電子メールでも受け付けいたします。 <span style="float: right;">あらし p.9</span></li> </ul>							
	<p style="text-align: center;"><b>ご清聴ありがとうございました。</b></p> <p>「問合せ先」  桶川市 都市整備部 都市計画課 企業立地支援係  電話：048-786-3211(代表)  (8:30~17:15/土日祝日は除く)</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご清聴ありがとうございました。</p>						